

令和6年度 事業計画について

I 令和6年度事業推進の基本方針

令和2年7月の商品移管による総合取引所の発足を契機として、本会を取り巻く環境が大きく変化したことから、本会の運営及び組織の在り方を根本的に見直すこととし、令和4年度を日商協改革の検討期間と位置付け、主務省及び会員との意見交換を経て、令和5年1月に「日商協改革の今後の進め方について」を取りまとめた。そして、同年2月に個別業務及び事務局組織の見直しに係る諸規則、同年3月に理事の任期の見直しに係る定款諸規則、同年6月に委員会の統合に係る定款諸規則を改正し、それぞれの定款改正は主務大臣の認可を受けて同年5月18日と9月21日から施行した。

令和6年度においては、日商協改革により組織や体制の規模縮小が行われたものの、商品先物取引法に規定する苦情解決・紛争仲介、外務員登録等の業務を着実に遂行し、自主規制機関としての役割を果たしていく。また、農林水産省が「コメの将来価格に関する実務者勉強会」、経済産業省が「電力先物の活性化に向けた検討会」を開催し、経済活動における商品デリバティブ取引の活用等を含めて議論されていること、店頭商品CFD取引の取引規模と会員数が増加し続けていること等を踏まえ、商品デリバティブ取引の今後の動向にも注視しつつ、会員や取引の状況に応じた事業を検討し、実施する。

協会運営については、限られた事務局の人員であっても業務を効率的に持続して行えるよう、引き続き個別業務の見直しと業務のデジタル化に取り組んでいく。

II 令和6年度 事業計画

1. 自主規制に係る事業

(1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保

- ① 内部管理責任者等資格研修、内部管理総括責任者等研修の充実
- ② 令和6年3月末の体制整備後のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る継続的な取組みへの支援
- ③ 商品取引契約（商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を含む。）の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
- ④ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
- ⑤ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
- ⑥ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施

- (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
 - ① 自主規制ルールの整備
 - ② 会員及び商品デリバティブ取引の状況に対応した自主規制機能の検討
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査（モニタリング）の実施
 - ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な実施
 - ① 紛争仲介業務（商品関連市場デリバティブ取引と跨る事案を含む。）の迅速な実施
 - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品デリバティブ取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

以 上